

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

## Support Center News

April 2025. | Vol. 112



## 「京都いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～



当センターでは、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

センターでは、現在、下記の53病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成できたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取組みの初めとして宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できたら、センターへ申請をお願いいたします。

- |               |           |           |                |            |              |            |              |                     |              |            |             |                 |            |              |               |            |                |
|---------------|-----------|-----------|----------------|------------|--------------|------------|--------------|---------------------|--------------|------------|-------------|-----------------|------------|--------------|---------------|------------|----------------|
| 1 京都南西病院      | 2 向日回生病院  | 3 蘇生会総合病院 | 4 脳神経リハビリ北大路病院 | 5 嵯峨野病院    | 6 いわくら病院     | 7 洛和会音羽病院  | 8 宇多野病院      | 9 京都リハビリテーション病院     | 10 京都九条病院    | 11 もみじヶ丘病院 | 12 綾部市立病院   | 13 京都田辺中央病院     | 14 なぎ辻病院   | 15 京都民医連中央病院 | 16 京都ルネス病院    | 17 京都博愛会病院 | 18 精華町国民健康保険病院 |
| 19 洛西ニュータウン病院 | 20 宮津武田病院 | 21 相馬病院   | 22 京都回生病院      | 23 京都きづ川病院 | 24 洛和会音羽記念病院 | 25 北山武田病院  | 26 富田病院      | 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 28 京都田辺記念病院  | 29 なごみの里病院 | 30 宇治武田病院   | 31 京都東山老年サナトリウム | 32 綾部ルネス病院 | 33 賀茂病院      | 34 京都ならびがおか病院 | 35 新京都南病院  | 36 京都南病院       |
| 37 洛和会丸太町病院   | 38 武田病院   | 39 亀岡病院   | 40 洛和会東寺南病院    | 41 丹後中央病院  | 42 京都久野病院    | 43 京都済生会病院 | 44 日本バプテスト病院 | 45 桃仁会病院            | 46 市立福知山市民病院 | 47 稲荷山武田病院 | 48 京都市立京北病院 | 49 京都八幡病院       | 50 宇治病院    | 51 学研都市病院    | 52 医仁会武田総合病院  | 53 洛西シミズ病院 |                |

いきいき働く認定医療機関(基本認定:令和7年3月末日現在)



### 「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～

令和7年3月末日現在、103病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

### いきいき働く宣言医療機関 (令和7年3月末日現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                                     |                     |                 |                    |
|-------------------------------------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院                     | 26 綾部市立病院           | 52 亀岡病院         | 78 洛北病院            |
| 2 京都ルネス病院                           | 27 稲荷山武田病院          | 53 高雄病院         | 79 南京都病院           |
| 3 京都田辺中央病院                          | 28 京都博愛会病院          | 54 なぎ辻病院        | 80 新河端病院           |
| 4 京都田辺記念病院                          | 29 学研都市病院           | 55 八幡中央病院       | 81 西山病院            |
| 5 精華町国民健康保険病院                       | 30 脳神経リハビリ北大路病院     | 56 市立福知山市民病院    | 82 京都武田病院          |
| 6 京都九条病院                            | 31 京都回生病院           | 57 田辺病院         | 83 堀川病院            |
| 7 介護医療院さいきょう                        | 32 木津屋橋武田病院介護医療院    | 58 蘇生会総合病院      | 84 吉祥院病院           |
| 8 シミズ病院                             | 33 嵯峨野病院            | 59 京都ならびがおか病院   | 85 日本バプテスト病院       |
| 9 宇治リハビリテーション病院                     | 34 京都南西病院           | 60 なごみの里病院      | 86 千春会病院           |
| 10 宮津武田病院                           | 35 十条武田リハビリテーション病院  | 61 富田病院         | 87 明治国際医療大学附属病院    |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院(介護医療院洛和ヴィラよつばへ名称変更) | 36 北山武田病院           | 62 綾部ルネス病院      | 88 京都からすま病院        |
| 12 長岡病院                             | 37 賀茂病院             | 63 六地藏総合病院      | 89 京都済生会病院         |
| 13 京都南病院                            | 38 京都きづ川病院          | 64 京都東山老年サナトリウム | 90 京都大原記念病院        |
| 14 新京都南病院                           | 39 宇多野病院            | 65 金井病院         | 91 京都八幡病院          |
| 15 京都民医連中央病院                        | 40 洛和会丸太町病院         | 66 京都鞍馬口医療センター  | 92 同志社山手病院         |
| 16 もみじヶ丘病院                          | 41 洛和会音羽病院          | 67 介護医療院五木田病院   | 93 京都市立京北病院        |
| 17 三菱京都病院                           | 42 洛和会音羽記念病院        | 68 丹後中央病院       | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 18 吉川病院                             | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 69 愛生会山科病院      | 95 みのやま病院          |
| 19 宇治武田病院                           | 44 洛和会東寺南病院         | 70 宇治病院         | 96 桃仁会病院           |
| 20 京都久野病院                           | 45 身原病院             | 71 京都桂病院        | 97 ムツミ病院介護医療院      |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合)                | 46 洛西シミズ病院          | 72 西陣病院         | 98 足立病院            |
| 22 いわくら病院                           | 47 洛西ニュータウン病院       | 73 大島病院         | 99 長岡京病院           |
| 23 相馬病院                             | 48 医仁会武田総合病院        | 74 むかいじま病院      | 100 京都協立病院         |
| 24 向日回生病院                           | 49 武田病院             | 75 市立舞鶴市民病院     | 101 太秦病院           |
| 25 亀岡シミズ病院                          | 50 伏見岡本病院           | 76 渡辺病院         | 102 中村病院           |
|                                     | 51 京都岡本記念病院         | 77 京都民医連あすかい病院  | 103 西京都病院          |

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間	月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分
場所	COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

相談内容など  
秘密は厳守します。  
入会式

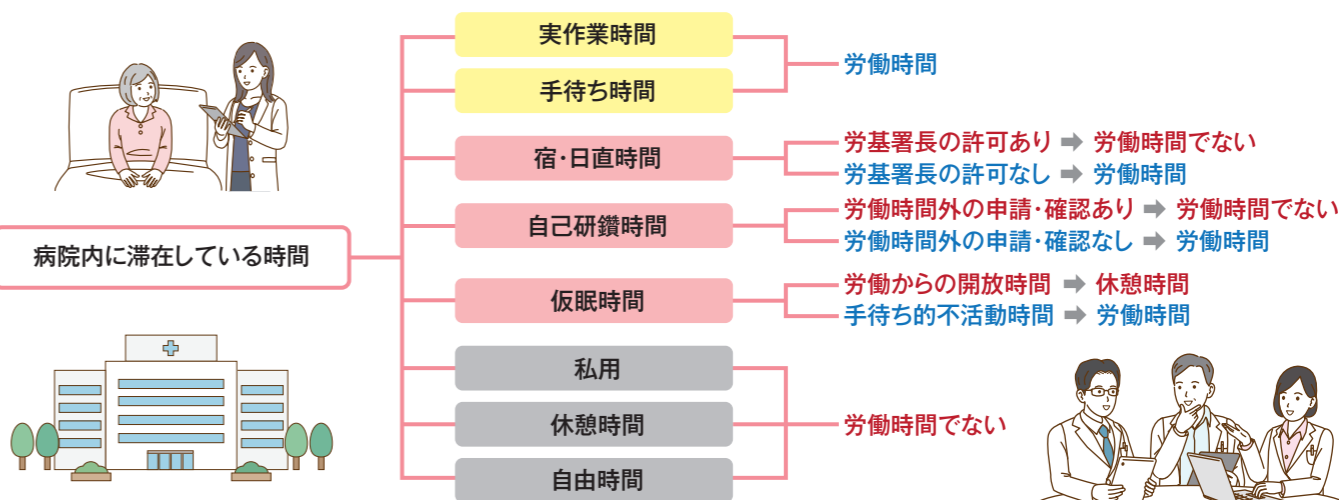
## 医療勤務環境改善研修会「2024年4月以降の医師の働き方改革における労務管理について」

2024年4月の医師の時間外労働上限規制の開始より間もなく1年が経過いたしますが、医師の働き方改革は継続して取り組む必要がある重要課題です。

上記を踏まえ、医師の自己研鑽の取扱い、宿日直許可取得後の運用をはじめ、2024年4月以降における労働時間管理、勤務時間インターバル等の労務管理について、2025年2月10日(月)、ハートンホテル京都(ハイブリッド形式)にて、浅見 浩氏(特定社会保険労務士・浅見社会保険労務士法人代表)を講師にお招きし、「2024年4月以降の医師の働き方改革における労務管理について」をテーマにご講演頂きました。



### I. 労働時間管理の整理



## II. 副業・兼業の労働時間管理

### ●労働基準法第38条

労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。

### ●労働基準局長通達(昭和23年5月14日)

「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む。→ **本業と副業・兼業先の労働時間を通算して、労働基準法を遵守**

※なお、通算の定めは労働時間に限られており休憩、休日、年次有給休暇については、各事業場の定めがそれぞれ適用される。

(出典：第8回医師の働き方改革の推進に関する検討会 参考資料3-1)

### 副業・兼業を行う医師の労働時間管理

#### ▶連携B/B/C-1/C-2水準に該当する場合

##### ①主たる勤務先からの派遣によるもの

主たる勤務先は、派遣先における勤務を含めて、時間外労働の上限規制、連続勤務時間制限、勤務間インターバルを遵守できるようなシフトを組む

##### ②医師個人の希望に基づくもの

①と同様の考え方を前提として、副業・兼業先の勤務予定を入れ、自己申告する

※突発的な業務の発生も想定して時間設定をすること ※代償休息の発生がなく、月100時間以上になる恐れもない場合は、翌月に1か月まとめた自己申告でよい

原則、主たる勤務先は、派遣先、バイト先における勤務を含めて、時間外・休日労働の上限、**連続勤務時間制限、勤務間インターバルを厳守**できるようなシフトを組む必要がでてくる。

2024年から 時間外労働	一般則	A水準	連携B、B、C-1、C-2水準
	720時間までのところは <b>原則必要なし</b>	960時間までのところは <b>努力義務</b>	1860時間までのところは <b>義務</b>

## III. 宿日直許可

### 夜勤と宿直

<b>夜勤</b>	●夜間の時間帯に <b>実作業</b> を伴う勤務 ●夜勤の時間は <b>労働時間としてカウント</b> し、休憩時間の適用あり ●休憩時間以外の時間はすべて労働時間とみなされる
<b>宿直</b>	●宿直の時間は <b>労働時間としてカウントしない</b> ●宿直途中に通常と同様の業務を行った場合はその時間だけが労働時間 ●宿直は労働時間ではないので、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等にも係らない ●宿直勤務を行わせるためには <b>所轄労働基準監督署長の許可</b> が必要

**当直手当の設定** 多くの病院が宿日直許可を取得したことにより、宿日直勤務中の実労働に対する時間外手当の取扱いを考える必要があるかもしれません。

<b>従来</b>	1当直勤務あたり〇円 →当直時間中の実業務の有無に関わらず	<b>宿日直許可後(例)</b>	1当直勤務あたり ●宿直手当 〇円 ●固定時間外手当 〇円(〇時間分の時間外手当) 合計 〇円 ※上記設定の時間より長い実業務を行った場合は差額支給
-----------	----------------------------------	------------------	--

宿日直許可のある勤務中でも、実労働に従事したときは、別途時間外手当を支払う必要があります。

## IV. その他

**医師の自己研鑽について** 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について(令和元年7月1日基発0701第9号労働基準局長通達)

#### ▶研鑽の取扱い

- 所定労働時間内 → 当然に労働時間となる
- 所定労働時間外 → 上司の明示・黙示の指示 **無** → 労働時間に該当しない
- 所定労働時間外 → 上司の明示・黙示の指示 **有** → 労働時間に該当する

#### ▶研鑽の労働時間該当性

- 業務上必須ではない ●自由な意思に基づき ●所定労働時間外に ●自ら申し出て ●上司の明示・黙示による指示なく行う ●自由参加 → 労働時間に該当しない
- 診療の準備 ●診療に伴う後処理として不可欠なもの ●研鑽の不実施について就業規則上の制裁等課される ●業務上必須なもの ●見学中の診療 → 労働時間に該当する



#### ▶労働時間該当性を明確化するための手続・環境整備

- 手続 医師 → 労働時間に該当しない研鑽を行う申出をする(残業申請と一体でもよい)  
上司 → 業務との関連性・制裁等の有無・上司の指示の範囲の確認をする
- 環境整備 → ・通常業務への従事を指示しない・研鑽場所を設ける・白衣を着用しないなど**外形的に見分けられる措置**・診療体制に含まれていないことを明確化する  
・これらを書面等に示し、院内職員、医師本人にその内容を周知すること・医師本人からの申出への確認や当該医師への指示の記録の保存(3年間)

#### 医師の健康確保措置について

##### ①面接指導

- 2024年4月より時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師全員に対して面接指導実施医師が行う。
- 必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行う。 ●医療法第25条第1項に基づく立入検査により実施状況を確認する。

##### ②休息時間の確保

- 連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息の付与 → A水準は努力義務、B・C水準は義務(追加的健康確保措置)

#### ▶勤務間インターバルを確保した勤務シフト作成のルール

勤務シフトを作成する際に、勤務間インターバルを次の2つの方法により確保しましょう。

- ①始業から**24時間以内に9時間の連続した休息時間**を確保(通常の日勤および宿日直許可のある宿日直に従事させる場合)
- ②始業から**46時間以内に18時間の連続した休息時間**を確保(宿日直許可のない宿日直に従事させる場合)



#### 注意

- ✓宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなします。
- ✓代償休息を付与することを前提として勤務シフト等を組むことは、原則として認められません。
- ✓個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務(例:医療機関において、その医師にしか遂行することが困難である手術業務)が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用が認められます。ただし、その業務の終了後すぐに代償休息を付与する必要があります。

#### ▶代償休息のルール

予定された9時間または18時間の連続した休息時間中に、**やむを得ない理由により発生した労働(緊急対応)**に従事した場合は、その労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与しましょう。

#### 注意

- ✓代償休息は、翌月末までに付与します。
- ✓宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなされますが、その間に通常の勤務時間と同様の労働が発生した場合は、代償休息を付与するよう配慮する必要があります。

#### 立入検査項目について

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応してください。

項目	提示資料	対象
1. 面接指導の実施(法第108条第1項)	●直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ●長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ●面接指導実施医師養成講習会の修了証書	全医療機関
2. 就業上の措置(時間外・休日労働月100時間以上見込み)(法第108条第5項)	●直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧(※1.「面接指導の実施」と同じ一覧) ●措置の要否や措置の内容について記載された記録	
3. 就業上の措置(時間外・休日労働月155時間超)(法第108条第6項)	●直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ●労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
4. 勤務間インターバル・代償休息(法第123条第1項及び第2項)	●特定対象医師の名簿 ●直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対象機関

### 3 月の活動内容

#### ① 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

#### ② 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。  
病院訪問:2病院

#### ③ 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

#### ④ 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。